

頁	箇所	修正意見
3	2.4 津波避難計画で対象とする津波	<p>「最大クラスの津波より小さい規模の津波が発生した場合や、津波到達予想時間が短くなる場合を想定した津波を対象とする。」との記載について、</p> <p>「最大クラスの津波」を除く津波を対象とするも解釈できるため、 「最大クラスの津波より小さい規模の津波が発生した場合や、津波到達予想時間が短くなる場合を想定した津波も対象とする。」と訂正してはいいかがか。</p>
7～8 (34) (36)	2.9 用語の意味 (3.4.1 「指定緊急避難場所等(避難目標地点を含む)の指定・設定」) (3.4.2 津波避難ビルの指定)	<p>「指定緊急避難場所」の用語について災害対策基本法との整合性を図る必要がある。 合せて、津波避難ビルも指定緊急避難場所を含んでいいのではないかと。</p> <p>○災害対策基本法 第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 (指定緊急避難場所の指定) 第四十九条の四 (指定緊急避難場所に関する届出) 第四十九条の五 (指定の取消し) 第四十九条の六 (指定避難所の指定) 第四十九条の七 (指定緊急避難場所と指定避難所との関係) 第四十九条の八 (居住者等に対する周知のための措置) 第四十九条の九</p> <p>○災害対策基本法施行令 (指定緊急避難場所の基準) 第二十条の三 (政令で定める異常な現象の種類) 第二十条の四 (指定緊急避難場所の重要な変更) 第二十条の五 (指定避難所の基準) 第二十条の六 (指定避難所の重要な変更) 第二十条の七</p> <p>○災害対策基本法施行規則 (令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準) 第一条の三 (令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準) 第一条の四 (令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準) 第一条の五 (令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類) 第一条の六 (変更の届出) 第一条の七</p> <p>「津波到達予想時刻」「避難対象地域」「避難経路」「避難行動要支援者」「二次避難」以外の用語の意味等については、すべて「…をいう。」と記載されているが、これら5つの用語については「…を設定する。」「…指定する。」等と記載されていることから、他の用語の記載方法と統一を図ってはいかがか。</p>
9～18	2.10 気象庁による津波警報等の改善 (2.10 追加案)	<p>「2.10気象庁による津波警報等の改善」の部分(P9～18)に関して、「2.10気象庁が発表する津波に関する警報・情報等」などと項目名を変更し、全体を整理してはいかがか。(現状では改善内容を特筆する必要はないと考えます。)</p> <p>差替え修正案は、別添のとおり。</p> <p>遠地津波の場合の避難勧告等について、内閣府ガイドラインには簡単に記載されているが、避難判断基準設定例などを示して、より具体的な内容を追記してはいかがか。</p> <p>内閣府ガイドラインには、 「遠地地震により津波警報等が発表されることを「遠地地震に関する情報」などで認識した場合は、津波警報等の発表される前に対象エリアに対し避難勧告等の発令を検討する。」 との記載がされている。</p> <p>本ガイドラインでは過去の遠地地震を参考にして、具体的なタイムラインを示してはいかがか。より活用しやすくなると考える。</p>
21	3.3 避難困難地域の検討	5行目「…へ避難を行うことが現実的であると想定されるため、…」(誤字脱字の修正)
36	3.4.2 津波避難ビルの指定 【解説】	<p>「津波避難ビルの構造要件は、……整備の検討を行います。」</p> <p>→「…今後改善すべき点を整理し、整備を検討する必要があります。」 理由:津波避難ビルの指定は市町村長が実施するものであることから、表現を変更すべき。</p>
40	3.4.4 避難の方法 【四角囲み】	<p>「■原則徒歩とし、『徒歩による避難が可能な方は、自動車で避難しないこと』を徹底する。」は、『徒歩を原則』を更に強調した表現が必要と考える。</p> <p>例:「■徒歩による避難を原則とする。自動車で避難しない。」「ただし、自動車で避難せざるを得ない避難者……」等</p> <p>○道路渋滞による自動車内の津波被災を防ぐためには、自動車による避難者を極力減らす必要がある。 ○強い表現で『徒歩を原則』と規定し、徒歩による避難者を更に増やすべきと考える。 → ※結果、多くの人命を助ける。 ○また、自動車による避難者が減れば、要援護者の避難や、緊急自動車の救助活動等に大変有効である。</p>
40	3.4.4 避難の方法 【解説】	<p>「なお、亶理町と山元町では、自動車による……確認検証を行っている。」</p> <p>削除 理由:個別の市町村の課題であり、県の津波対策ガイドラインに記載の必要性はないと考える。</p>

頁	箇所	修正意見
55	3.7.2 津波情報等の伝達 【解説】	<p>「消防職団員、警察官、市町職員、民生委員等、避難誘導等に従事する者の安全を確保するため、……（中略）……住民と一緒に率先して避難することが望ましい。」は、該当項目の当初欄（四角囲み）へ記載し、明記する必要がある。</p> <p>○ 避難誘導等に従事する者は、周囲の住民等へ避難を伝達・呼びかけながら、率先するリーダーとなって避難すべき。</p> <p>○ 率先するリーダーとなって避難することは、住民等を、より安全・確実に避難させることに繋がると考える。</p> <p>○ 避難誘導等に従事する者も、決して津波に巻き込まれてはならない。→ 避難誘導者も、避難することを強調する。</p>
63	3.8 避難勧告・指示の発令 【四角囲み】	<p>「①報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合～」とあるが、防潮堤整備等が完了していない現状を踏まえると、津波注意報でも避難指示（緊急）を発令することが十分ありえるから、津波注意報も含めたほうが良いと思われる。</p> <p>解説についても同様の趣旨で見直したほうが良いと思われる。</p>
	【解説】	<p>「1) 発令基準 ②強い地震（震度4以上）を感じたとき、また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するといういわゆる「津波地震」（「ヌルヌル地震」）に備えて、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示、避難勧告を発令する必要があります。」を変更すべき。</p> <p>その理由は、「強い地震を感じたとき」「地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するといういわゆる「津波地震」」等、基準としては曖昧であるため、明確な基準を設けるべき。</p>
66	3.9 平常時の津波防災教育・啓発 【解説】	<p><津波に対する心得></p> <p>「○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、速やかに避難する」とあるが、これでは津波注意報の場合は避難不要と捉えられるので津波注意報も含めるべき。</p> <p>少なくとも「海中や海岸付近にいる場合は」との条件を付しても良いので津波注意報発表時における避難の必要性を盛り込むべき。</p>
75	4.1 ワークショップによる地域ごとの津波避難計画の策定以降の箇所	津波避難計画策定ワークショップの進め方の参考のため、既に策定された地域でのワークショップの実施例を資料編として追加するなど具体的な内容を例示する。
77	4.2 ワークショップの流れ 【解説】	<p>1) ワークショップの運営①社会的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の防災意識が高いところ→ 地域住民の自助・共助意識が高いところ ・防災リーダーがいるところ←追加理由：具体的な表現とした。
	その他	全体的な文章の記載方法について、「…重要である。」「…重要です。」「…必要がある。」「…必要があります。」等、文末の形式が統一されていないことから、これらの文言について統一を図ってはいかがか。